教職員互助会のあらまし(令和4年度)

―― 教職員互助会に加入しましょう ――

教職員互助会は

会員への福利厚生事業として、「給付事業」、「厚生事業」、「貸付事業」を実施しています。

「給付事業」は、病院等を受診した際、自己負担額が3,100円を超えた分を自動で給付する「医療費補助金」をメインに、「結婚祝金」、「出産祝金・見舞金」、「入学・卒業祝金」などを実施しています。令和4年度から新たに5日以上の育児休業を取得した会員に「育児支援金」を給付することとしました。

「厚生事業」は、宿泊施設の利用補助、コンサート鑑賞やプロスポーツ観戦機会の提供のほか、人間ドックや予防接種を受診した際、自己負担金の一部を補助しています。

また「貸付事業」は、「生活資金貸付」と「つなぎ融資貸付」を実施しており、 令和4年度から、手数料率を1.32%から0.9%へ引き下げることとしました。 さらに、青森県民の教育・文化の活動を支援する事業として「教育・文化事業」を 実施しています。

詳しい事業内容は、次頁に記載していますので、ご覧ください。 なお、加入資格や掛金等については下記のとおりです。

◇加入資格

- 1. 公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員 (ただし、任意継続組合員を除く。)
- 2. 一般財団法人青森県教職員互助会の事務局職員
- 3. 理事会が承認した者

加入を希望される場合は、「組合員資格取得届書」内にある「互助会加入申込書」の提出が必要です。(任意加入)

◇掛 金

掛金は、給料の月額(教職調整額を含む。)に7/1000を乗じた額(円未満の端数切捨て)で、毎月、給料から控除されます。(期末・勤勉手当からは不要です。)

【例】給料表 教(二)2-13の場合

給料月額 204,000円 教職調整額(4%) 8,160円

計 212,160円 × 7/1,000 = 1,485円 (掛金月額)

◇設立の目的・沿革

会員に対する福利厚生事業を実施することにより、会員の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与することを目的に設立されました。

昭和39年 4月 1日 任意団体として設立 昭和61年11月 1日 財団法人として設立 平成25年 4月 1日 一般財団法人へ移行

◇運 営

執行機関として教育関係者11名で組織する理事会(理事長は県教育長)と、議決機関として教育関係者11名で組織する評議員会を設置しており、ほかに監事2名を置いています。 また、日常の業務は、県教育庁職員福利課内で行っています。

> 一般財団法人青森県教職員互助会 〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号 青森県教育庁職員福利課内 TEL 017-734-9914

互助会の事業内容(令和4年度)

青森県教職員互助会では、下記のように様々な事業を行っています。 給付事業と厚生事業には、請求が必要な場合がありますので、請求忘れのないように ご注意ください。 《給付事業》

事 業 名	事業内容	給付額
医療費補助金	会員又は被扶養者が傷病により医 療機関を受診し、自己負担したとき	_{互助会控除} 自己負担額ー(共済組合給付額+3,000円) (ただし、100円未満の場合を除く。)
【自動給付】		(たたし、100円 不同の) 場合 を (
[[]] 大二兵打仗 (2 c 元 n c 四 c 四 c		

【例】自己負担額が3万5千円の場合

35,000円-25,000円=10,000円(共済組合給付額) 35,000円-(10,000円+3,000円)=**22,000円(互助会給付額)**

※自動で計算し、診療月の3カ月後に個人口座へ振り込みしますので、請求手続きは不要です。

入院見舞金も同様	です。	91 / 1 1
入 院 見 舞 金 【自動給付】	会員又は被扶養者が入院したとき	1 日につき 500円 (1日目から給付)
死 亡 弔 慰 金 【※請 求】	会員又は被扶養者が死亡したとき	会 員 250,000円 被扶養配偶者 100,000円 その他の被扶養者 50,000円
災害見舞金 【※請求】	会員が水害・地震・火災その他の 非常災害により住居等に一定の損害 を受けたとき	損害の程度に応じて 100,000円 ~ 300,000円
結婚祝金 【請求】	会員が結婚したとき	50,000円
出産祝金・見舞金 【※請 求】	会員又は被扶養者が出産(妊娠4カ 月以上の流産、死産、母体保護法に よる中絶を含む。)したとき	35,000円
入学・卒業祝金 【所属所に調査後、 該当者に給付】	会員の子が義務教育諸学校へ入学、 また、中学校(中学部)を卒業したと き	10,000円
無給付者褒賞金【自動給付】	会員が前年度中に給付事業のうち、 無給付者褒賞金以外の給付を受けな かったとき	5,000円
退職 慰労金	会員が10年以上在会し、退職(死亡 退職は除く。)により退会したとき	10年以上20年未満 30,000円 20年以上30年未満 40,000円 30年以上 50,000円
妊婦支援補助 【請求】	会員又は被扶養者が妊娠4カ月(85) 日に達したとき	1回の妊娠につき 30,000円
リフレッシュ 助成 【自動給付】	会員が在会20年及び30年に達 したとき	在会20年の会員 10,000円 在会30年の会員 20,000円
遺 児 給 付 金 【請 求】	死亡した会員の被扶養者のうち、 その年度末に満18歳以下の遺児が いるとき	遺児1人につき 250,000円
《新規》 育 児 支 援 金 【請 求】	会員が、5日以上の育児休業を取得 したとき	同一の子1人につき 20,000円

《厚牛事業》

《厚生事業》 事業名	事業内容
施設利用補助	①会員又は被扶養者が 指定宿泊施設に宿泊したとき 、1泊につき1人 1,000円を補助(指定宿泊施設は、最後のページに記載しています。)
【一部請求】	《利用方法》 ・【直接割引】の施設に宿泊した場合 フロントに会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人 1,000円を控除します。 ※会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみ該当します。
	・【後日請求】の施設に宿泊した場合 所定の料金を払った後、ホームページ及び各所属所にある「福利厚生ハンドブック」の「施設利用補助金請求書」に、施設が発行する領収書を添付し、 互助会に請求してください。 医療費補助金等の給付金と同様に、個人口座へ振り込みします。
	区 分 会員のみ利用 被扶養者のみ利用 会員・被扶養者同時利用 【直接割引】の施設 【直接割引】 【後日請求】 【後日請求】の施設 【後日請求】
	②令和4年度限定 令和3年度に引き続き補助対象施設を拡大し、会員又は被扶養者が、 指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合も補助の対象とし、一人1泊につき 1,000円を補助します。 ただし、会員一人につき、年度内3,000円を限度とします。(上記① の指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。) 《利用方法》 「令和4年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付し、互助会に請求して ください。
芸術鑑賞補助事業	①会員に優れた舞台芸術公演を鑑賞する機会の提供 ②会員に博物館等の特別展チケットの斡旋 青森県内で実施するコンサートなどのチケットを半額程度で斡旋しています。
スポーツ観戦 補助事業 【申込・請求】	会員に県内のプロスポーツ等を観戦する機会の提供 青森ワッツ、東北フリーブレイズ、ヴァンラーレ八戸、ラインメール青森 などの観戦チケットを半額程度で斡旋しています。 〇令和4年度限定 令和3年度の必然が、2000年度に対したとき、
	チケット単価の半額(2,000円を限度)を補助します。 ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とします。 《利用方法》 「令和4年度スポーツ観戦補助事業請求書」にチケット半券を添付し、 互助会に請求してください。
ドック負担金 補助事業	会員が、公立学校共済組合青森支部等が実施する宿泊ドック、一日ドックを 受診したとき、自己負担金の一部を補助
【請 求】	・宿泊ドック 10,000円補助 ・一日ドック 3,000円補助
予防接種負担金 補助事業 【請 求】	会員が、インフルエンザ予防接種を受け、自己負担したとき、1,000円 を補助

《貸付事業》

《貝沙尹禾》	
事業名	事 業 内 容
生活資金貸付	会員が臨時に資金を必要とするとき、 10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のうち1人1口を貸し 付けする。【手数料率 年0.9パーセント】
	※令和4年4月貸付分より、手数料率を年1.32%から年0.9%へ 引き下げ
つなぎ融資貸付	公立学校共済組合青森支部から、特別貸付け・高額医療貸付け及び出産貸付 け以外の貸付を受ける会員が、共済組合からの送金日以前に資金を必要とす るときに共済組合貸付決定額を貸付する。【手数料率 年0.9パーセント】
	※令和4年4月貸付分より、手数料率を年1.32%から年0.9%へ 引き下げ

※再任用者、会計年度任用職員その他任用期間に定めがある者は除く

《教育·文化事業》

《教月·入旧于 》	
事業名	事 業 内 容
厚生文化事業補助	青森県教育厚生会が実施する厚生文化事業に要する経費に補助金を交付
図書館図書贈呈	県立図書館に、児童・生徒用図書及び子どもの読書活動推進を支援するため の図書を贈呈 ※事業の拡充
芸術文化奨励	青少年の文化活動を支援するため、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校 文化連盟の活動に要する経費に補助金を交付
学校図書贈呈	県内の公立小中学校に、図書を贈呈 ※贈呈機会を「4年に1回」から「毎年」へ拡充
教育振興事業補助	「あおもり教育の日」推進協議会の事業等に要する経費に補助金を交付

※図書館図書贈呈、芸術文化奨励及び学校図書贈呈は、公益目的支出計画に記載している事業です。